

那加第二小学校 いじめ防止基本方針

各務原市立那加第二小学校

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの（インターネットを通じて行われるものを含む）。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。けんかやふざけ合いであっても児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 基本認識

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」「いじめは自分から言いづらいもの」「いじめは見ようと思っで見ないと見つけにくいもの」という認識をもち、児童が安心して生活できるように学校の中でも外でも、みんなで協力していじめの防止に取り組んでいく。

(3) いじめに対する教師の構え

『教師はいじめを許さず、いじめの防止と対応のために全力を尽くす。そして、子どもたちを全力で守る。』という構えをもつ。

- ①すべての職員が一致協力した、強力な指導体制をつくる。
- ②全職員が早期発見・早期対応のために努力するとともに、未然防止に努める。

2 いじめに対する基本施策

(1) いじめの未然防止

①未然防止のための考え方

- ・すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、4月学級開き、9月1月の始業式において、各担任が人権遵守宣言をし、決していじめをゆるさないことを述べる。また、「言葉づかい」を児童に意識させ、言葉の暴力への指導を徹底し、生活環境を整えていく。
- ・すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりをする。

②わかる喜びの味わえる授業づくり

- ・全員が「わかった」「できた」と感じられ、喜びと充実感を味わえる授業づくりに努める。
- ・一人一人が授業で活躍し、自己存在感や自己有用感を味わえる授業づくりに努める。

③道徳教育の充実

- ・全教育活動を通して道徳教育の充実を図る。
- ・道徳授業の充実に努め、自己を見つめ、他者を思いやる心を育てる。

④児童会活動やボランティア活動の充実

- ・委員会活動や係活動、ボランティア活動を充実させることを通して、児童の自治的、自発的な活動を促し、人とかかわることの喜びや大切さに気づき互いにかかわり合いながら絆づくりを進め、人の役に立っている、人から認められているという自己存在感や自己有用感を味わわせる。

⑤インターネットの安全・安心利用の取組

- ・学校だよりや関係機関からのリーフレット、「情報モラル教育に関する出前講座」等での指導や周知を徹底し、児童をインターネットトラブルから守り、インターネットの適切な利用についての意識を高める。

(2) いじめの早期発見

児童の小さな変化に敏感に気づき、寄り添った指導を行う。「いじめ」に関する事案や「いじめ」以外の問題については、些細なことでもすみやかに学年主任、生徒指導主事に報告し、校長、教頭に迅速に伝え判断を仰ぐ。その後、全職員に伝え周知徹底する。

- ① 登下校時や授業中、休み時間、掃除中等、日々の児童の様子を把握することに努める。(巡回・日記・児童教師・保護者・地域の方からの情報交流等)
- ② 各務原心のアンケート調査(無記名)を実施(5月9月1月の年3回)し、一人一人の「いじめ」に対する意識を向上させるとともに、早期発見・早期対応に努める。
- ③ 生活調べ(6月10月2月の年3回)を実施し、それをもとに「教育相談週間」を設け、困っていることや心配なことがないかなどと一人一人と懇談を行い、いじめの早期発見に努める。
- ④ おしゃべり相談ポスト(記名・無記名の相談用紙)を設置し、誰もが相談したい先生にいつでも相談できるようにする。ポストの中を、校長・教頭・生徒指導が常時確認する。

(3) いじめの早期対応

①組織的な対応

- ・事実を速やかに報告して、関係職員で情報を共有し、共通理解を図る。
- ・校長の指示の下、学校全体で組織的に対応する。

②正確な事実確認

- ・いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ・5W1Hが時系列になるように、複数の職員で同時に確認し、確実に記録をとる。
- ・事実を突き合わせ、矛盾がないかを整理し、実際の状況や背景を理解する。

③いじめを受けた児童と保護者への支援

- ・いじめられた児童に寄り添うとともに、保護者の心情の理解に心がけ、不安を払拭できるよう親身になって懇談を行う。
- ・連絡を絶やさないようにし、事実関係や指導内容を丁寧にわかりやすく説明する。
- ・いじめが解消した後も継続して配慮し、保護者との連絡を続ける。
- ・心の傷をいやすために、必要に応じてスクールカウンセラーや相談機関等と連携をとる。

④いじめた児童への指導と保護者への助言

- ・いじめた児童に対して毅然とした態度で指導にあたりるとともに、自己を見つめさせ、反省と謝罪を促す。
- ・今後、気を付けることや頑張ることを自己決定させ、児童に寄り添って見届ける。
- ・本人を支えるために学校と家庭ができることを一緒に考え、協力して見届けることを保護者に依頼する。

⑤関係機関への報告

- ・いじめの事実が明らかになったときは、市教育委員会に報告するとともに必要に応じ指導や助言を受ける。

(4) 家庭・地域との連携

- ・年1回の家庭訪問(5月)、年1回(12月)の個人懇談を行い、家庭での様子や悩みを把握するとともに、日記や学校での児童の様子から気になることについて、積極的に電話等により家庭と連絡をとり合う。

3 いじめ問題に取り組むための組織

「いじめ未然防止・対策委員会」の設置

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

◇構成員…校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーとし、必要に応じて関係職員等も参加する。

◇重大事態…いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合